

家族法制部会第34回会議・議事速報

2023年11月28日、法制審議会・家族法制部会の第34回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、まず、親権に関する論点の議論のうち、第32回会議において示された「要綱案の取りまとめに向けたたたき台(2)」に対する一部の委員・幹事からの修正案を中心として、部会資料34-1に基づいて議論がされた。具体的には、①父母双方が親権者となるときであってもその一方が単独で親権を行使できる場合を拡張することを求める修正意見、②父母の離婚後等の親権者の定めについては、裁判所が考慮すべき事情として「子の意思」を明記すべきであるとの修正意見、③裁判所が父母双方を親権者と定めるための要件として「父母の合意」を追加すべきであるとの修正意見、④離婚後の父母双方を親権者とする場合には監護者の定めを必須とすべきであるとの修正意見、⑤父母以外の第三者が裁判所に対して自らを監護者として指定するよう申し立てることができるようにすべきであるとの修正意見が示された。

これらの修正意見については、一部の委員・幹事からこれらを支持する意見が示されたものの、他の多くの委員・幹事からは、修正意見について消極的な意見も示され、今後の会議において、基本的には「要綱案の取りまとめに向けたたたき台(2)」に沿った議論を進めるべきであるとの意見が示された。

続いて、部会資料34-2に基づいて、親子関係に関する基本的な規律についての議論がされた。同資料では、親権の有無にかかわらず父母が負う責務や権利義務等に関する規律を設けることが提示されているが、今回の会議では、これに賛成する意見が示された一方で、その内容に反対する意見や文言の修正を求める意見も示された。

また、今回の会議では、成年に達しない子が父母の親権に「服する」と規定する民法第818条第1項を改正し、親権が子との関係において義務としての性質を有することを明確化することについても議論がされたが、この点についての反対意見は示されなかった。

今後の会議では、要綱案の取りまとめに向けた議論が継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。